平成30年4月16日 宇都宮市理財部契約課

## 建設工事の前金払の使途拡大の継続について

地方自治法施行規則の一部が改正され、建設工事の前金払の使用に関して、前金払をなすことができる範囲が拡大され、本市においても平成28年度契約工事から適用してきたところでありますが、今般、国土交通省が当該使途拡大の特例措置を継続することを踏まえ、本市においても当該措置を継続することといたしますので、お知らせいたします。

## 1 変更内容

建設工事請負契約書約款第37条に定める前払金の使用に関して,前金払をなすことができる範囲を拡大(中間前払金を除く。)し、次のとおり適用します。

| 現行                   | 改 正                           |
|----------------------|-------------------------------|
| 平成28年9月1日以降に契約を締結する  | 平成28年9月1日以降に契約を締結する           |
| 案件から平成30年3月31日までに、新た | 案件から <u>平成31年3月31日</u> までに,新た |
| に請負契約を締結する工事に係る前払金で, | に請負契約を締結する工事に係る前払金で、          |
| 平成30年3月31日までに払出しが行われ | 平成31年3月31日までに払出しが行われ          |
| るものに適用する。            | るものに適用する。                     |

## 2 その他

平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に契約を締結した案件についても、変更契約の締結により、今回の前金払の使途拡大の特例の適用を受けることができるものとします。